

第94回 定時株主総会 招集ご通知

2025年4月1日～2026年3月31日

日 時

2026年6月17日（水曜日）午前10時

場 所

東京都千代田区外神田二丁目16番2号
神田明神 明神会館

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

今後、株主総会の開催・運営に関して変更等がある場合は、当社ウェブサイトに掲載いたします。

<https://www.chemiphar.co.jp>

書面又はインターネットによる議決権行使期限
2026年6月16日(火)午後5時30分まで

詳しくはP.3

目 次

第94回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 監査役1名選任の件	
事業報告	8
計算書類等	35
監査報告書	39

株主総会にご出席の株主様へのお土産を
取りやめております。

株 主 各 位

東京都千代田区岩本町二丁目2番3号
日本ケミファ株式会社
代表取締役社長 山 口 一 城

第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第94回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使することができますので、3頁からの「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月16日（火曜日）午後5時30分までに行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時	2026年6月17日（水曜日）午前10時
2. 場所	東京都千代田区外神田二丁目16番2号 神田明神 明神会館 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の 目的事項	報告事項 1. 第94期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第94期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 監査役1名選任の件

電子提供措置について

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっております。本招集通知の内容について、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しております。

【当社ウェブサイト】

https://www.chemiphar.co.jp/ir/stocks_information/shareholder.html



【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトにアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「日本ケミファ」又は「コード」に当社証券コード「4539」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

以上

- ~~~~~
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイト
に修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面
をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規
定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様にお送りする書面からも記載を省略することとしており
ますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ①事業報告の「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」及び
「当社の支配に関する基本方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」なお、監査役及び会計監査人は上記①から③に係る情報を含む監査対象書類を監査しております。
 - ◎本定時株主総会の決議結果は、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会の終了後、イン
ターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し
上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。




**書面（郵送）により
議決権を行使される場合**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月16日（火曜日）
午後5時30分到着分まで

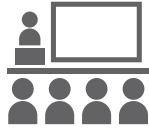


**インターネットにより
議決権を行使される場合**

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月16日（火曜日）
午後5時30分入力完了分まで



**株主総会に
ご出席される場合**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

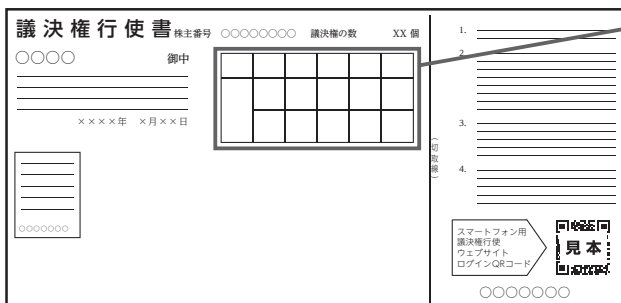
日 時

2026年6月17日（水曜日）
午前10時

議決権行使のお取り扱い

- ①議決権行使書用紙において、各議案に対して賛否の表示をしないときには、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- ②書面（郵送）及びインターネットにより重複して議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ③議決権を同一方法により重複して行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ④定款の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインのQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対の場合 >> 「否」の欄に○印

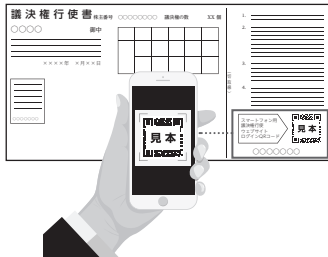
※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

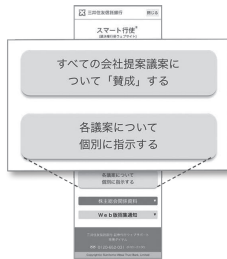
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



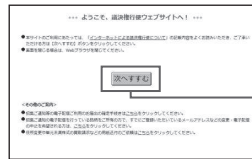
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワード を入力する方法

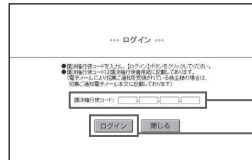
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

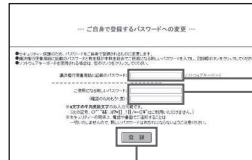
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置付けており、将来の成長に資する投資と資本蓄積による財務体質強化とのバランスを取りつつ、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

上記方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、経営環境及び今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- | | |
|-----------------------|--------------------------------------|
| ① 配当財産の種類 | 金 銭 |
| ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額 | 当社普通株式1株につき金50円
配当総額 182,551,750円 |
| ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2026年6月18日 |

第2号議案

監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、社外監査役山口留美氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

やまぐち るみ

山口留美

(1968年8月13日生)

再任

社外

独立役員

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1991年4月	中央新光監査法人入所	2025年6月	株式会社小森コーポレーション社外取締役(監査等委員)(現任)		
1994年3月	公認会計士登録	2025年6月	国土交通省国立研究開発法人審議会委員(現任)		
2007年8月	山口留美公認会計士事務所開設(現在に至る)	<重要な兼職の状況> 公認会計士、税理士 株式会社小森コーポレーション社外取締役(監査等委員)			
2012年3月	税理士登録 山口留美税理士事務所開設(現在に至る)				
2022年6月	当社社外監査役(現任)				
所有する当社株式数		540株	在任年数	4年	取締役会及び監査役会への出席状況(2025年度) 取締役会:100%(12回/12回) 監査役会:100%(17回/17回)

社外監査役候補者とした理由

山口留美氏は、長年にわたる公認会計士及び税理士としての財務・会計・税務の専門知識と経験を有し、また他社での社外役員の経験を有しており、客観的立場から当社の経営を監督することが期待できることから、社外監査役候補者としてしました。なお、山口留美氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、引き続き社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

- 社外監査役候補者である山口留美氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。当社は、山口留美氏を東京証券取引所に対して独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。なお、当社の定める社外役員の独立性判断基準は7頁に記載のとおりです。
- 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。そして、山口留美氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、本議案が原案のとおり承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対し損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として、その責任を負うものとします。
 - 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。
- 当社は、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その内容の概要は29頁に記載のとおりです。監査役候補者は、監査役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は、2026年10月に更新の予定です。
- 上記株式数は、2026年3月31日現在の株式数に、2026年4月30日現在の持株会における保有持分を加算しております。

社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性判断基準を以下のとおり定め、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外役員が、次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断する。

- ① 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行者¹又は過去10年間（但し、過去10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役又は会計参与であったことのある者²にあっては、それらの役職への就任の前10年間）において当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者³又はその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先³又はその業務執行者
- ④ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産⁴を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- ⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑥ 当社グループから一定額を超える寄附又は助成⁵を受けている者（当該寄附又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の理事、その他の業務執行者）
- ⑦ 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関⁶又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
- ⑧ 当社グループの主要株主⁷又は当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
- ⑨ 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
- ⑩ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
- ⑪ 過去3年間において上記②から⑩に該当していた者
- ⑫ 上記①から⑪に該当する者（重要な地位にある者⁸に限る）の近親者等⁹

- * 1 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含む
- * 2 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）であって、直近事業年度における取引額が、当該グループの年間連結売上高の2%を超える者
- * 3 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者
- * 4 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、年間1,000万円又は当該団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える金銭その他の財産上の利益をいう）
- * 5 一定額を超える寄附又は助成とは、直近事業年度における、年間1,000万円又はその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄附又は助成をいう
- * 6 主要な金融機関とは、直前事業年度末における全借入額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関をいう
- * 7 主要株主とは、議決権保有割合10%以上（直接保有、間接保有の双方を含む）の株主をいう
- * 8 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう
- * 9 近親者等とは、配偶者及び二親等内の親族をいう

以上

事業報告

2025年4月1日から2026年3月31日までの第94期について、当社グループの事業の概況をご報告申し上げます。

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当期の事業環境につきましては、国内経済は、物価上昇による一時的な停滞感は見られたものの、雇用・所得環境の改善を受けて個人消費は底堅く推移し、また、堅調な企業収益が設備投資の支えとなり、景気は総じて緩やかな回復傾向が続きました。一方で、拡大する地政学リスクや米国の政策動向の不確実性が景気の下押しリスクとなり、警戒を要する状況が続いた一年でした。

国内の医薬品業界においては、昨今のこうした経済情勢にもかかわらず、中間年改定を含む薬価引き下げありきの制度運用が一部軽減措置を伴いつつも続いており、収益環境は引き続き厳しい状況にあります。一方で、政府方針の下、ジェネリック医薬品業界の少量多品目構造解消を目指した企業間連携などの動きが加速し、また、2026年度薬価制度改革において今後収載されるオーソライズド・ジェネリック（以下、「AG」）の薬価上の位置付けが変更されるなど、業界構造の大きな変化につながる動きも見られました。

そのような状況の中、当社グループにおいては、医療用医薬品の安定供給確保のため、自社グループの製造能力増強に加えて、他社協業も活用した製造効率化の取り組みを進めるとともに、当期に発売した3成分8品目を含むジェネリック医薬品の近年発売品及び利益品目の拡販に注力いたしました。加えて、臨床検査薬事業のアレルギースクリーニング機器・試薬「ドロップスクリーン」の普及が引き続き堅調に進んだことなどにより、売上高は、前期比1.6%増の33,090百万円となりました。

利益面については、薬価中間年改定の影響による原価率上昇等により、営業利益は179百万円（前期比70.4%減）となり、経常利益は227百万円（前期比48.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は198百万円（前期比32.8%減）となりました。

連結業績

売上高	330億 90百万円 前期 325億 70百万円	営業利益	1億 79百万円 前期 6億 06百万円
経常利益	2億 27百万円 前期 4億 43百万円	親会社株主に 帰属する 当期純利益	1億 98百万円 前期 2億 94百万円

医薬品事業

1) 医療用医薬品

①ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品市場においては、他社品質問題に起因した供給不安の解消が引き続き業界を挙げた課題となる中、当社グループにおいても、品質を第一に安定供給強化のための取り組みを継続しており、2024年に実装工事を完了した子会社である日本薬品工業株式会社（以下、「NPI社」）のつくば工場3号棟2階での製造開始に向けた準備を進めるとともに、製造の効率化を一層推し進めるべく、複数のジェネリック医薬品企業が参画するコンソーシアム構想への参画など企業間連携強化の取り組みを進めました。

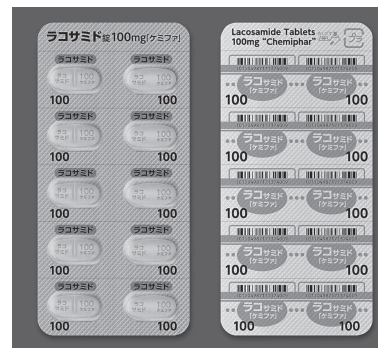
販売面においては、2025年6月に当社初のAGである経口血糖降下剤の「グリメピリド錠0.5mg・1mg・3mg『NC』」、Wilson病及び低亜鉛血症治療剤である「酢酸亜鉛錠25mg・50mg『ケミファ』」、12月に抗てんかん剤「ラコサミド錠50mg・100mg『ケミファ』」、ラコサミドドライシロップ10%『ケミファ』の3成分8品目を発売しました。

上記を含む近年発売品の寄与に加えて、利益品目の拡販に販売リソースを一層集中したことや、長期収載品の選定療養制度（長期収載品とジェネリック医薬品との差額を患者が一部負担する制度）に伴うジェネリック医薬品への切り替え波及効果を取り込んだことなどにより、導出・輸出なども含めたジェネリック医薬品全体の売上高は、薬価中間年改定の影響を吸収した上で、前期比1.8%増の24,396百万円となりました。

②主力品・新薬

主力品・新薬については、薬価中間年改定やジェネリック医薬品への置換の影響があり、合計の売上高は、前期比25.7%減の968百万円となりました。

以上の結果、ジェネリック医薬品と主力品・新薬合計の医療用医薬品売上高は、前期比0.4%増の25,364百万円となりました。



ラコサミド錠100mg「ケミファ」



日本薬品工業つくば工場

2) 臨床検査薬

アレルギースクリーニング機器・試薬「ドロップスクリーン」は、1滴の血液で41項目のアレルゲンを30分で測定可能であり、検査センターへのアウトソーシングが主流であったアレルギー検査の医療現場での実施を実現し、新しい市場を創出しています。社内外の連携を軸とした営業施策の推進も奏功し、国内での累計設置台数は1,800台超となりました。また、当期は例年以上に花粉飛散量が増加したこともあり、臨床検査薬の売上高は、前期比11.3%増の5,436百万円となりました。



「ドロップスクリーン」
測定装置A-1と検査薬ST-1

これらにより、医療用医薬品及び臨床検査薬を合わせた医薬品事業全体の売上高は、前期比1.5%増の31,868百万円となっています。

そ の 他

「その他」の事業については、受託試験事業（CRO）を行う子会社の株式会社化合物安全性研究所において、非臨床事業では、農薬の再評価に伴うデータギャップ対応（必要なデータの補完など）のための試験が伸長したことに加え、臨床事業では、長年の受託実績を背景に、ジェネリック医薬品の生物学的同等性（BE）試験の受託が堅調に推移しました。

以上により、ヘルスケア事業等も含めた「その他」の事業全体の売上高は、前期比3.1%増の1,222百万円となりました。



化合物安全性研究所本社

2. 対処すべき課題

事実上の毎年薬価改定が続く厳しい事業環境の中、当社グループでは収益基盤の強化とイノベーション的な製品の創出を両立するため、「ジェネリック医薬品」「臨床検査薬」「新薬」の「3つの事業ドメイン」を定めて推進し、それぞれの成果を積極的に海外へ展開していくことで、「医薬品を中核としたトータルヘルスケアで人々の健康で豊かな生活に貢献する」という当社グループの経営理念を実現し、当社グループの企業価値最大化と持続的な成長を図ってまいります。

3つの事業ドメイン

ジェネリック医薬品事業

「質」を追求した特色ある
ジェネリック医薬品事業を
展開する

臨床検査薬事業

アレルギー領域で培ったコア
技術を軸に画期的製品群を
展開し業容を拡大する

新薬事業

アルカリ化療法をはじめとする
自社技術・ノウハウを核に画
期的新薬を継続的に創製し
収益化する

海外展開

3つの事業ドメインを海外市場に積極展開し世界で存在感を発揮するグループとなる

ジェネリック医薬品事業

「質」を追求した特色あるジェネリック医薬品事業を展開する

1) 品質保証

当社グループでは、従業員への継続的な教育研修などを通じて「品質第一」の企業文化醸成に注力しており、2025年度は、監査当局経験者をはじめとする外部コンサルタントによる社内講演会を実施するなど、上記文化醸成を推進する施策を実行いたしました。

また、グループ横断的な品質の維持・向上にも取り組んでおり、「グループ品質保証統括部」が当社、NPI社及び海外生産拠点のNippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd. (以下、「NC-VN社」)の品質保証業務を統括することで、グループ全体の課題の検討や解決、統一した管理基準・管理手法の提案や運用などを行っています。

このような体制の下で、各社の品質保証部においてグループ製造拠点及び社外製造委託先や原薬製造所に対する監査などを通じて、医薬品の製造管理及び品質管理が適正に実施されていることを定期的に確認しています。

NC-VN社では、日本で使用している原料・包装資材などを使用して日本の工場と同じ製造方法で医薬品を製造しており、技術移管については適宜NPI社が指導及び品質管理を行い、GMP及び品質面については当社及びNPI社が監査、指導を行うことで、日本国内の工場で製造する場合と同水準の高い品質を確保しています。

2) 安定供給

ここ数年に及ぶ医療用医薬品の供給不足に対応して、当社グループでも医療現場のニーズに応えるべく継続的に人員確保や設備投資を実施してさらなる増産に努めています。

2024年8月に実装工事を完了したNPI社つくば工場3号棟2階の新設備では、2026年5月より順次製品の出荷を開始いたします。また、NC-VN社では、順調に国内工場から製造移管が進んでいることに加えて、他社製品の受託製造も開始しており、グループを超えて医薬品の安定供給に貢献しています。今後は、NC-VN社の工場増設投資も予定しており、自社グループでの増産に努めてまいります。

加えて、今般のAGの薬価上の位置付け変更（上市時に新薬と同じ薬価となる）に伴い、新規AGの市場投入が見送られた場合、今後発売するジェネリック医薬品においては市場の需要をより多くカバーする必要が生じる可能性があることから、企業間連携を含めた製造効率化の取り組みを引き続き推し進めることなどにより、供給能力のさらなる向上に努めてまいります。



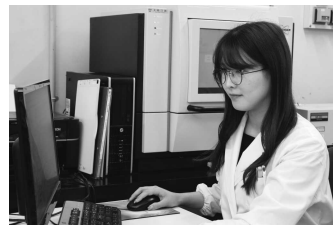
3) 販売

国内ジェネリック医薬品事業は、近年物価上昇が続いているにもかかわらず、2020年以降、中間年を含む毎年薬価改定が実施されており、収益性の厳しさが増えています。当社グループはこの状況に対処すべく、グループ全体の営業活動を一元管理する「グループ医薬営業本部」のもと、近年発売品及び利益品目の拡販に徹底して注力するとともに、多様な販路を活用しながら営業活動の効率性を高めるために、B to B対応の強化や営業支援システムSFA（Sales Force Automation）を活用したMR活動におけるPDCAサイクルの最適化や高速化、AIを使った顧客管理・MR活動計画の立案などに取り組んでいます。



4) 開発

ジェネリック医薬品の開発においては、申請データの信頼性確保はもとより、会社方針である「品質第一」を理念に掲げて新製品の開発を進めています。特に、発売後の製品の安定供給を確保するために、開発段階から製造部門との連携を強化して、技術移管や生産の立ち上げを円滑に進めるよう取り組んでいます。また、開発品目の選定にあたっては、医療関係者や患者さんのニーズを反映した特色のある品目など、販売時の競争優位性を確保できる品目の選定を行っています。



臨床検査薬事業

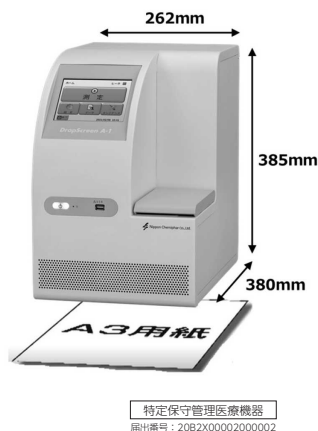
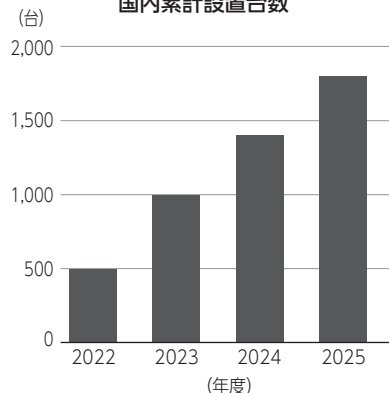
アレルギー領域で培ったコア技術を軸に画期的製品群を展開し業容を拡大する

臨床検査薬事業の主力品であるアレルギースクリーニング機器・試薬「ドロップスクリーン」は、わずか1滴の血液で、41項目のアレルゲンを、30分という短時間で測定できる高い製品力を持っています。

患者さんや医療現場の負担が軽減されることや、これまで検査センターに外注していたアレルギー検査を院内で測定することが可能になったことから、導入された医療機関から高い評価をいただいております。当期末時点の国内累計設置台数は1,800台を超えました。引き続き設置台数のさらなる拡大に向けて販売体制を拡充するとともに、製品の改良、製造コストの低減など、あらゆる面で改善に努めてまいります。

また、「ドロップスクリーン」の海外での発売に向けて、製品開発、各国法規制対応、パートナー選定などにも取り組んでいます。

ドロップスクリーン
国内累計設置台数



ドロップスクリーンにはこんな特長があります



微量採血 (20 μ L) で検査可能

→ 指先からランセットで採血でき、採血の負担を軽減できます
(注射器・マイクロピペット・検体採取用チューブは不要です)



全血・血清・血漿での検査が可能

→ 全血での検査は、遠心分離機が不要です



検査結果の当日報告が可能

→ 測定時間は30分、検査当日の結果報告が可能です

新薬事業

アルカリ化療法剤をはじめとする自社技術・ノウハウを核に画期的新薬を継続的に創製し収益化する

当社グループは、長年にわたって培ってきたアルカリ化療法に関する技術や知見を活かした展開に加えて、この数年間で大きく拡充・進展している開発パイプラインのさらなる開発進展や裾野拡大を図り、イノベティブな新薬を1日も早く医療現場に届けるため、他の企業・研究機関とのアライアンスにも積極的に取り組んでいます。

パイプライン一覧 (2026年3月末時点)

開発番号	作用機序 (ターゲット)	前臨床	開発進捗			備考
			フェーズ I	フェーズ II	フェーズ III	
NC-2500	XOR阻害薬 (痛風・高尿酸血症)	■	■	■		・2023年2月より導出先の中国企業により、痛風・高尿酸血症領域での開発が進行中 ・神経変性疾患を新たなターゲットとした展開の可能性も模索
NC-2600	P2X4受容体拮抗薬 (疼痛・咳嗽・炎症性腸疾患)	■	■			・フェーズI終了後、神経障害性疼痛、慢性咳嗽、炎症性腸疾患をターゲットとして導出活動を展開中
NC-2700	URAT1阻害薬 (痛風・高尿酸血症)	■				・尿中での尿酸結晶析出による腎結石や腎毒性のリスクを低減させる可能性 ・国内外企業に向けた導出活動を展開中
NC-2800	δオピオイド受容体作動薬 (うつ・不安)	■	■	■		・2018年1月にAMEDのCiCLE事業に採択 ・2026年1月よりフェーズIIaの症例登録開始
DFP-17729	がん微小環境改善剤 (膵臓がん)	■	■	■		・Delta-Fly Pharma(DFP)社から国内独占販売権を取得 ・2025年3月よりフェーズII/IIIが開始され、同年8月より症例登録開始
DFP-14323	抗がん剤候補化合物 (非小細胞肺癌)	■	■	■		・DFP社から国内独占販売権を取得 ・2024年2月からフェーズIIIを実施中
カルバン	α1β1遮断剤 (ハンチントン病他)			■		・SOM Biotech社(スペイン)に導出済み ・フェーズIIb終了、2024年11月に学会発表済

1) アルカリ化療法剤の多面的展開

痛風・高尿酸血症治療薬として1988年に発売した「ウラリット」で培ってきた当社独自のアルカリ化療法のノウハウを活用し、異なる疾患領域でも医療と社会への貢献を果たすため、社外のビジネスパートナーと連携しながら、がん領域、慢性腎臓病領域、健康食品領域の3つの分野で展開を進めています。

①がん領域

抗がん剤開発に特化した創薬系バイオベンチャー企業であるDelta-Fly Pharma株式会社(以下、「DFP社」とライセンス契約を締結している「DFP-17729」は、がん細胞周辺の微小環境改善作用を有し、酸性に傾いているがん細胞周囲の微小環境をアルカリ化することで、難治性がんの治療効果が期待されています。2025年3月に開始された膵臓がん患者を対象としたフェーズII/III試験においては、同年8月より症例登録が開始され、国内16施設で登録が進められており、2026年7月頃にはフェーズII部分の症例登録が完了する見込みです。また、富山大学と共同で進めている、抗がん剤によって誘発される末梢神経障害の予防又は治療に関する研究の成果が、2025年4月に学術誌に掲載されました。

②慢性腎臓病 (以下、「CKD」) 領域

当社グループが協力をを行い、東北大学で進められていた、アルカリ化療法剤のCKDに対する効果を検討する臨床研究「CKOALA Study」においてウラリットの有用性が示唆され、得られた結果が2024年6月にClinical and Experimental NephrologyのWeb版に掲載されました。また、2024年7月からは名古屋大学において、CKDにおける代謝性アシドーシスのアルカリ化療法による腎保護効果について医師主導臨床研究が進められています。

③健康食品領域

これまで得られたデータを応用し、健康食品や保健機能食品などへの展開も進めており、他社との共同研究・共同開発にも積極的に取り組んでいます。

2) 新薬パイプライン

①NC-2500 (XOR阻害薬)

「NC-2500」は血中尿酸値を徐々に低下させるという特有の作用が確認され、現在の尿酸降下療法にある治療開始後の急激な尿酸値低下による急性痛風発作の発現、といった問題の改善につながる可能性が示唆されました。2023年2月には中国企業とライセンス契約を締結し、現在は中国での開発が進められています。

②NC-2600 (P2X4受容体拮抗薬)

「NC-2600」は神経障害性疼痛に加え慢性咳嗽と炎症性腸疾患を新たな対象疾患とし、導出活動を行っています。また、2024年7月には炎症性腸疾患に、2024年10月には子宮内膜症に対する効果が期待できる論文が、それぞれピサ大学（イタリア）と鳥取大学から発表されました。

③NC-2700 (URAT1阻害薬)

「NC-2700」は「NC-2500」と異なり、腎臓で尿酸の再吸収を担うトランスポーター「URAT1」を阻害する作用機序により、尿酸の体外への排泄を促進します。現在、国内外の企業に向けた導出活動を行っています。

④NC-2800 (δオピオイド受容体作動薬)

「NC-2800」は、うつ・不安をターゲットとして国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下、「AMED」）の「CiCLE事業」に採択され、この支援を受けて開発が進められています。住友ファーマ株式会社と共同研究開発契約及びオプション契約を締結しており、現在は同社がCiCLE事業の研究開発に分担機関として参画しています。2026年1月よりフェーズⅡa臨床試験の症例登録が開始されました。本フェーズⅡa臨床試験では、国内27施設において、うつ病患者を対象に、「NC-2800」連続投与時の有効性及び安全性を、プラセボを対照とした二重盲検比較試験で検討します。

⑤DFP-14323 (抗がん剤候補化合物)

「DFP-14323」は、DFP社と日本国内における独占的販売権を取得するライセンス契約を締結しています。本剤は、DFP社で開発が進められており、EGFR遺伝子変異陽性の非小細胞肺癌患者（ステージⅢ/Ⅳ）を対象とした、優越性検証を目的とするフェーズⅢ比較試験が、国内の約30施設で進行中です。

⑥カルバン (ハンチントン病)

スペインのSOM Biotech社がハンチントン病などを対象に欧州で実施したフェーズⅡb試験が終了し、解析結果がハンチントン研究グループ（HSG）2024年次総会で発表されました。

海外展開

3つの事業ドメインの成果を海外市場に積極展開し世界で存在感を発揮するグループとなる

海外では、2026年3月末時点で中国やベトナムなど4カ国において8品目の販売を行っています。今後成長が見込まれる海外マーケットへの進出は必須であり、現在、中東・アフリカでも進出の準備を進めています。

1) 中国

2024年に日本で製造されるジェネリック医薬品として初めて承認されたアレルギー用薬「エピナスチン塩酸塩錠20mg」を含め、数品目を輸出しています。いずれの製品も現地のパートナー企業と協力して販売量の拡大を目指しています。

2) ベトナム

2024年より、NC-VN社が製造する消化性潰瘍剤「レバミピド錠100mg」の販売を開始しました。また、2025年からは、同社製造の「フェブキソスタット錠80mg」の販売も開始しています。両製品ともベトナムを代表する国立医大病院をはじめとする主要医療機関において採用されるなど、販路が順調に拡大しています。

さらに2026年3月には痛風治療薬「アロプリノール錠100mg」の承認を取得し、現在、販売開始に向けた準備を進めています。

今後もベトナム市場向け製品ラインナップを拡充していく予定です。

3) 中東・アフリカ

当社は中東・アフリカ地区の現地調査を進めるため、2022年3月に世界銀行グループの国際金融公社（IFC）とアドバイザー契約を締結しました。現在は進出を図る対象国及びパートナーを絞り込み、現地で販売する具体的な複数品目について交渉を進めています。



レバミピド初出荷記念式

イノベーションロードマップ

右の図は、2021年から2030年までの中長期にわたる当社グループの事業価値創出のプロセスや目指すべき姿をお示したものです。

ジェネリック医薬品事業については、まずは製造面において品質を第一に安定供給を確保し、その上でさらなる製造数量の安定的な拡大を図ります。開発面については、メディカルニーズの高い領域でコンスタントに年間2品目以上の発売を目指しつつ体制を強化し、競争優位性のある製品を継続的かつタイムリーに市場投入するべく、開発力の向上に不断に努めてまいります。

臨床検査薬事業については、「ドロップスクリーン」に対する医療機関からの要望などを積極的に取り入れることで製品の改良とシリーズ化を進め、市場での地位をより確固たるものにしてまいります。さらに、海外展開に向けた準備を進めます。

新薬事業については、当社がノウハウを有するアルカリ化療法剤の展開において、2025年3月にDFP社でフェーズⅡ/Ⅲ試験が開始された「DFP-17729」が、2028年ごろには承認申請できるものと期待しています。さらに、名古屋大学において、CKDに関する医師主導臨床研究が進められていることに加えて、健康食品などへの応用も進めています。

アルカリ化療法以外のパイプラインについては、2026年1月に症例登録が開始された「NC-2800」のフェーズⅡa臨床試験が2027年度までに終了する予定です。フェーズⅡbに移行する時点でオプション権が行使されてライセンス契約に至った場合には、開発の進展に応じたマイルストーン及びロイヤリティ収入が期待できます。また、DFP社とライセンス契約を締結している抗がん剤候補化合物「DFP-14323」は、同社がフェーズⅢ試験を実施しており、2029年ごろまでには承認申請されるものと期待しています。

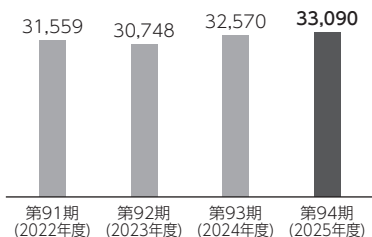
海外展開については、2028年度までに5カ国で14品目の販売を目指し、アジアに加えて中東・アフリカへの展開も準備中です。

このように3つの事業ドメインの下で時間軸の異なる複数のテーマに並行して取り組んでいくことで、順次その成果が収益を生み、当社の持続的発展につながると考えています。

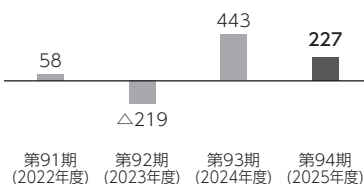
事業ドメイン	取組内容	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
ジェネリック医薬品	競争優位性のある製品開発	開発：年間2品目以上の新製品を上市										
		製造能力（含む新薬）：2026年度以降24億錠～ベトナム工場増設投資後27億錠 他社連携も活用し能力強化/効率化を推進										
臨床検査薬	ドロップスクリーン 国内外市場/新領域展開	国内展開 累計設置台数 1,800台超（2025年度）/ 次世代機器の投入、測定試薬のシリーズ化										
		海外への輸出開始 ~順次拡大										
アルカリ化療法	DFP-17729 フェーズⅡ/Ⅲ試験開始	膵臓がん フェーズⅠ/Ⅱ		評価・検討			フェーズⅡ/Ⅲ開始			申請・承認 上市		
	CKD関連適応拡大検討	臨床データ解析/基礎データ追加				2024年より開始された臨床研究の成果を適応拡大の可能性につなげる						
	健康食品・保健機能食品など	2024年度に1品目上市済					健康食品等2品目の上市			健康関連商品順次上市		
新薬	アルカリ化	NC-2800 フェーズⅡaの開始と導出	オプション契約	AMED CICLE事業によるフェーズⅠ			フェーズⅡaの開始		導出先によるフェーズⅡb/Ⅲの実施			
		NC-2500 新規適応による導出	導出先による中国での開発推進						痛風/高尿酸血症以外の適応症での導出活動を継続			
	アルカリ化以外	NC-2600 適応を広げての導出	神経障害性疼痛/慢性咳嗽/炎症性腸疾患等をターゲットとした早期の導出						導出先による臨床試験の実施			
		NC-2700 導出活動継続							早期の導出による収益貢献			
	DFP-14323 フェーズⅢ実施	肺がん フェーズⅡ完了		フェーズⅢ実施					申請・承認・上市			
	新規候補化合物の創製	新規テーマ創出とリード化合物の創製・最適化						前臨床/導出		継続してテーマを創出		
海外展開	製品輸出と現地開発/製造	ASEAN・中国・中東・アフリカ		4カ国8品目（2025年度） → 5カ国14品目（2028年度）					販売国・品目数の拡大			

3. 財産及び損益の状況の推移

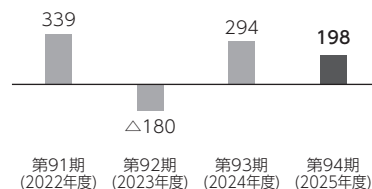
売上高 (単位：百万円)



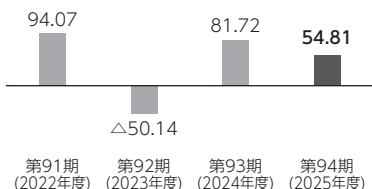
経常利益 (単位：百万円)



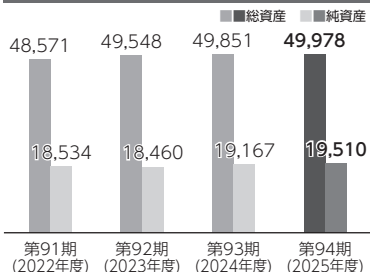
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



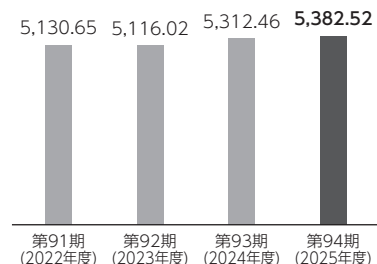
1株当たり当期純利益金額 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



(当社グループ)

区 分	2022年度 第 91 期	2023年度 第 92 期	2024年度 第 93 期	2025年度 第 94 期 (当連結会計年度)
売上高	31,559百万円	30,748百万円	32,570百万円	33,090百万円
経常利益又は 経常損失(△)	58百万円	△219百万円	443百万円	227百万円
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	339百万円	△180百万円	294百万円	198百万円
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△)	94.07円	△50.14円	81.72円	54.81円
総 資 産	48,571百万円	49,548百万円	49,851百万円	49,978百万円
純 資 産	18,534百万円	18,460百万円	19,167百万円	19,510百万円
1株当たり純資産額	5,130.65円	5,116.02円	5,312.46円	5,382.52円

(当社)

区 分	2022年度 第 91 期	2023年度 第 92 期	2024年度 第 93 期	2025年度 第 94 期 (当事業年度)
売上高	21,951百万円	22,409百万円	23,501百万円	24,388百万円
経常利益又は 経常損失(△)	△983百万円	△1,001百万円	339百万円	369百万円
当期純利益又は 当期純損失(△)	△349百万円	△777百万円	143百万円	301百万円
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△)	△95.59円	△212.84円	39.33円	82.61円
総 資 産	35,912百万円	34,868百万円	33,051百万円	32,692百万円
純 資 産	10,253百万円	9,385百万円	9,426百万円	9,771百万円
1株当たり純資産額	2,802.53円	2,570.03円	2,581.63円	2,676.33円

4. 資金調達の状況

特に記載すべき重要な事項はございません。

5. 設備投資の状況

該当事項はございません。

6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
日本薬品工業株式会社	160百万円	100%	医薬品の製造・販売
株式会社化合物安全性研究所	250百万円	100%	非臨床試験及び臨床試験の受託
Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.	13,500千米ドル	100%	医薬品の製造

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

7. 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

医薬品及び臨床検査薬等の製造・販売

医薬品、医療機器等の非臨床試験及び臨床試験の受託

健康食品等の販売

8. 主要な営業所及び工場等 (2026年3月31日現在)

		事業所名	所在地
当 社	本 社		東京都千代田区
	北 日 本 支 店	宮城県仙台市	
	東 京 支 店	東京都千代田区	
	関 越 支 店	埼玉県さいたま市	
	名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市	
大 阪 支 店	大阪府大阪市		
西 日 本 支 店	福岡県福岡市		
創 薬 研 究 所		埼玉県三郷市	
東日本物流センター		千葉県浦安市	
西日本物流センター		兵庫県神戸市	
日本薬品工業株式会社	本 社		東京都千代田区
	茨 城 工 場	茨城県稲敷市	
	茨 城 工 場	茨城県筑西市	
株式会社化合物安全性研究所	本 社		北海道札幌市
Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.	本 社 ・ 工 場		ベトナム社会主義共和国ホーチミン市

9.従業員数（2026年3月31日現在）

事業の種類別セグメント	従業員数
医薬品事業	755名（115名）
その他	82名（30名）
全社（共通人員）	41名（4名）
合計	878名（149名）

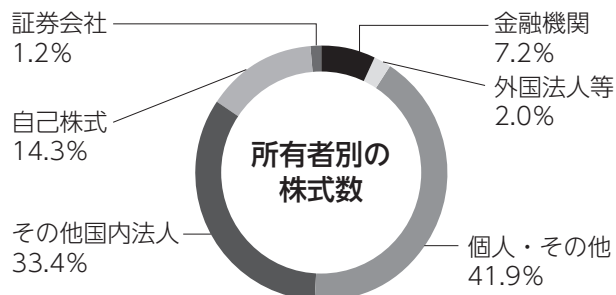
- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 従業員数欄の（外書）は、嘱託及び臨時従業員数であります。

10.主要な借入先（当社）（2026年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	2,887 百万円
株式会社みずほ銀行	1,440 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,422 百万円
株式会社きらぼし銀行	1,281 百万円
株式会社横浜銀行	1,122 百万円
株式会社あおぞら銀行	917 百万円
三井住友信託銀行株式会社	826 百万円
株式会社りそな銀行	598 百万円
株式会社北陸銀行	532 百万円
株式会社関西みらい銀行	463 百万円

Ⅱ 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 15,400,000株
2. 発行済株式の総数 4,261,420株
(自己株式 610,385株を含む)
3. 当期末株主数 7,016名
(前期比286名減)
4. 大株主の状況 (上位10名)



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
ジャパンソファルシム株式会社	433	11.8
公益財団法人山口記念科学振興財団	300	8.2
豊島薬品株式会社	242	6.6
日本生命保険相互会社	144	3.9
今村均	126	3.4
日本ケミファ従業員持株会	122	3.3
ゼリア新薬工業株式会社	121	3.3
上田八木短資株式会社	118	3.2
山口一城	110	3.0
山口礼子	104	2.8

- (注) 1. 当社は、自己株式610千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

III 会社役員に関する事項

1. 取締役、監査役及び執行役員の状況 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 代表執行役員社長	やま ぐち かず しる 山 口 一 城	ジャパンソファルシム株式会社代表取締役
取 締 役 専 務 執 行 役 員	やす もと まさ ひで 安 本 昌 秀	経営全般補佐/リスク管理・経営企画部・情報システム部・臨床検査薬事業部担当兼ヘルスケア部長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	はや みず こう き 速 水 康 紀	創薬研究所・開発企画部・製剤技術開発部・海外事業部・メディカルアフケアーズ部担当
取 締 役 執 行 役 員	なか じま しん じ 中 島 慎 司	法令等遵守・総務部・グループ購買・営業管理センター担当兼管理部長
取 締 役	よし の まさ き 吉 野 正 己	弁護士
取 締 役	おお むかい なお こ 大 向 尚 子	弁護士 大同生命保険株式会社社外取締役
取 締 役	なり た まなぶ 成 田 学	銀泉株式会社取締役会長 株式会社バルカー社外取締役
常 勤 監 査 役	まさ の さかる 牧 野 盛	
監 査 役	やま ぐち る み 山 口 留 美	公認会計士、税理士 株式会社小森コーポレーション社外取締役 (監査等委員)
監 査 役	しば たけし 柴 毅	公認会計士 株式会社Exponential Design社外監査役
執 行 役 員	く どう しん いち 工 藤 伸 一	グループ医薬営業本部担当 日本薬品工業株式会社代表取締役社長
執 行 役 員	みや た ひろ ふみ 宮 田 裕 文	社長室担当兼人事部長
執 行 役 員	また き たか ひろ 又 木 隆 浩	臨床検査薬事業部長
執 行 役 員	よし だ しん や 吉 田 真 也	グループ医薬営業本部長
執 行 役 員	ふる や まさ み 古 屋 雅 己	薬事管理室・信頼性保証総括部担当兼グループ品質保証統括部長
執 行 役 員	た しろ やす まさ 田 代 康 正	製剤技術開発部長

- (注) 1. 取締役吉野正己氏、大向尚子氏及び成田学氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役山口留美氏及び柴毅氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役山口留美氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役柴毅氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 取締役吉野正己氏及び成田学氏、並びに監査役山口留美氏及び柴毅氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
 6. 2026年4月1日付で地位及び担当並びに重要な兼職の状況に異動がありました。

氏名	変更後	変更前
中島慎司	取締役 執行役員 法令等遵守・総務部・法務部・グループ購買・営業管理センター担当兼管理部長	取締役 執行役員 法令等遵守・総務部・グループ購買・営業管理センター担当兼管理部長

(注) 下線部は変更箇所を示しております。

ご参考 取締役スキル・マトリックス

当社は、19頁以降に記載のイノベーションロードマップに基づく当社グループの事業価値創出を実現しつつ、コーポレート・ガバナンスの強化に努めるため、幅広い経験及び高度な専門性、知識を有する取締役を選任しております。取締役の経験と専門性は次のとおりであります。

氏名	企業経営	新規事業・研究開発	営業・マーケティング	海外事業・国際経験	知的財産	法務・リスク管理	財務・会計・金融
山口一城	●	●	●			●	●
安本昌秀	●	●	●				●
速水康紀		●		●	●		
中島慎司			●			●	●
吉野正己				●	●	●	
大向尚子				●	●	●	
成田学	●		●				●

(注) 社内取締役については、各人がこれまでの経歴等によって培ってきた知識・経験・能力を●で示し、社外取締役については、各人の専門性や経歴等を踏まえて期待する知識・経験・能力を●で示しています。各取締役に表示する●は、各取締役が有するすべての知識・経験・能力を表したものではありません。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員として有能な人材を迎えることができるよう、社外役員との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外役員が任務を怠ったことによって当社に対し損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として、その責任を負うものとします。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外役員がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その内容の概要は次のとおりであります。なお、当該保険契約は、2026年10月に更新の予定です。

① 被保険者の範囲

当社並びに子会社の取締役、監査役及び執行役員

② 被保険者の実質的な保険料負担

保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

③ 補填の対象となる保険事故の概要

被保険者の業務又は職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）について補填されます。

④ 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

被保険者の故意に基づく法令違反行為、違法な私的利益供与、犯罪行為等による賠償責任に対しては補填の対象とされない旨の免責条項が付されております。

4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「報酬決定方針」という）を制定しており、その概要は次のとおりであります。

【基本方針】

当社の取締役の報酬等は、業績の向上を通じて企業価値及び株主価値の持続的な向上を図る経営を推進するインセンティブとしての機能にも配慮し、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、社内取締役の報酬等は金銭固定報酬を基本とし（以下「基本報酬」という）、不定期的に非金銭報酬の支給を決定いたします。社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うことといたします。

《各報酬制度の概要》

報酬項目	概要
基本報酬	月例の金銭固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じ、当社の業績、及び本人の業務評価等を踏まえて報酬額を決定する。
非金銭報酬	当社取締役会は、社内取締役の一部又は全部に対し、業績の向上を通じて企業価値及び株主価値の持続的な向上を図る経営を推進するインセンティブを与えるものとして適切な株式報酬の内容、額若しくは数又はその算定方法、当該株式報酬を与える時期又は条件、その他必要な事項を定める。

【構成】

各社内取締役の金銭固定報酬の額又は非金銭報酬の額の各社内取締役の報酬等の額に対する割合については、役位、職責、在任年数、当社の業績、従業員給与の水準、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえつつ、業績の向上を通じて企業価値及び株主価値の持続的な向上を図る経営を推進するインセンティブとして十分に機能するための最適な構成といたします。

社外取締役はその職務に鑑み、基本報酬のみとするため、金銭固定報酬の額が各社外取締役の報酬等の額の全部を占めます。

【決定方法】

各取締役の基本報酬の額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものといたします。代表取締役社長は、報酬決定方針に従って決定を行います。取締役会は、代表取締役社長の決定が報酬決定方針に沿ったものであるかを報酬諮問委員会に諮問し、答申を受けます。

なお、株式報酬は、各社内取締役の金銭固定報酬の額又は非金銭報酬の額の各社内取締役の報酬等の額に対する割合の妥当性についての報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で各社内取締役の割当株式数を決議いたします。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

	報酬の種類	報酬限度額等	株主総会決議年月日	決議時の 役員の員数
取締役	基本報酬	月額27百万円以内 (ただし、使用人分給 とは含まない。)	1991年6月27日 第59回定時株主総会	取締役13名
取締役 (社外取締役を除く)	非金銭報酬 (譲渡制限付 株式報酬)	年額20百万円以内 (年8,000株以内)	2021年6月18日 第89回定時株主総会	取締役 (社外取締 役を除く) 5名
監査役	基本報酬	月額3百万円以内	1991年6月27日 第59回定時株主総会	監査役2名

- (注) 1. 当社は2017年5月18日開催の取締役会の決議により、2017年6月23日開催の第85回定時株主総会の終結の時をもって、社外取締役及び社外監査役に対する退職慰労金制度を廃止いたしました。
2. 当社は2019年8月23日開催の取締役会の決議により、2019年8月22日をもって、社内監査役に対する退職慰労金制度を廃止いたしました。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2025年6月19日開催の取締役会における委任決議に基づき、代表取締役社長山口一城氏が、取締役の個人別の報酬等を決定しております。その権限の内容は各取締役の使用人兼務取締役の使用人分給を除いた具体的な月額報酬の金額及び当社の役員退職慰労金規程に定める基準に従った退任取締役の退職慰労金の金額の決定であります。

代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

当社は、代表取締役社長に委任された権限が適切に行使されるようにするための措置として、社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会において、代表取締役社長が決定した取締役の個人別の報酬等の内容と、報酬決定方針との整合性を含めた検討を行い、取締役会に対して答申しま

す。当該手続きを経て、取締役の個人別の報酬額について確認が行われているため、取締役会はその内容が報酬決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	退職慰労引当金等	
取締役 (うち社外取締役)	160百万円 (22百万円)	142百万円 (22百万円)	-百万円 (-百万円)	17百万円 (-百万円)	10名 (4名)
監査役 (うち社外監査役)	24百万円 (12百万円)	24百万円 (12百万円)	-百万円 (-百万円)	-百万円 (-百万円)	3名 (2名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与(31百万円)は含まれておりません。
 2. 退職慰労引当金等は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
 3. 上記の対象となる役員の員数には、2025年6月19日開催の第93回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名(うち社外取締役1名)を含んでおります。
 4. 上記のほか、2025年6月19日開催の第93回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
 退任取締役 2名 50百万円

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

社外役員が兼職している他の法人と当社の間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査役会 出席状況 (出席率)	取締役会及び監査役会における 発言その他の活動状況
取 締 役	吉 野 正 己	12回／12回 (100%)	—	弁護士としての専門性と豊富な経験に基づき、当社の経営全般に対し、意見を述べるなど、社外取締役として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取 締 役	大 向 尚 子	12回／12回 (100%)	—	弁護士としての専門性と豊富な経験に基づき、当社の経営全般に対し、意見を述べるなど、社外取締役として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取 締 役	成 田 学	10回／10回 (100%)	—	金融機関における企業経営者としての豊富な実務経験に基づき、当社の経営全般に対し、意見を述べるなど、社外取締役として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監 査 役	山 口 留 美	12回／12回 (100%)	17回／17回 (100%)	公認会計士及び税理士としての専門的な見地から公正な意見の表明を行い、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監 査 役	柴 毅	12回／12回 (100%)	17回／17回 (100%)	公認会計士としての専門的な見地から公正な意見の表明を行い、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(注) 社外取締役成田学氏につきましては、2025年6月19日就任後の状況を記載しております。

(3) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

地位	氏名	期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	吉野正己	取締役会や独立性を有する社外役員を主要な構成員とする会合において、当社の対処すべき課題等に対して、企業法務に精通した弁護士として、また他社での社外役員の経験に基づき、客観的・専門的な視点からリスクの指摘や改善策の提案等をいただいております。また、報酬諮問委員会の委員として取締役報酬決定における客観性を高めるなど、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。
取締役	大向尚子	取締役会や独立性を有する社外役員を主要な構成員とする会合において、当社の対処すべき課題等に対して、企業法務に精通した弁護士として、また他社での社外役員の経験に基づき、客観的・専門的な視点からリスクの指摘や改善策の提案等をいただいております。また、報酬諮問委員会の委員として取締役報酬決定における客観性を高めるなど、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。
取締役	成田 学	取締役会や独立性を有する社外役員を主要な構成員とする会合において、当社の対処すべき課題等に対して、金融機関における豊富な経営経験と業務知識に基づき、実践的な視点から、経営に関する助言、リスクの指摘や改善策の提案等をいただいております。また、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期 (2026年3月31日)	(ご参考) 前 期 (2025年3月31日)	科 目	当 期 (2026年3月31日)	(ご参考) 前 期 (2025年3月31日)
資産の部			負債の部	30,468	30,684
流動資産	29,941	30,066	流動負債	12,696	12,261
現金及び預金	5,342	7,021	支払手形及び買掛金	1,868	2,368
受取手形、売掛金及び契約資産	8,179	8,268	電子記録債務	3,992	3,506
電子記録債権	3,235	3,687	短期借入金	174	230
商品及び製品	7,035	5,911	1年内返済予定の長期借入金	2,971	3,191
仕掛品	2,003	1,461	リース債務	206	213
原材料及び貯蔵品	3,854	3,259	未払金	312	88
未収還付法人税等	7	16	未払法人税等	96	107
その他	282	437	未払消費税等	74	2
固定資産	20,037	19,785	未払費用	1,759	1,712
有形固定資産	14,279	14,737	預り金	159	180
建物及び構築物	7,043	7,500	返金負債	556	207
機械装置及び運搬具	1,286	1,309	その他	525	454
工具、器具及び備品	622	372	固定負債	17,772	18,422
土地	4,414	4,492	長期借入金	12,297	13,304
リース資産	913	1,063	リース債務	936	1,123
無形固定資産	499	494	役員退職慰労引当金	476	499
特許権	12	18	退職給付に係る負債	132	118
商標権	33	40	再評価に係る繰延税金負債	898	921
販売権	218	260	長期預り金	3,026	2,455
リース資産	110	143	その他	4	—
ソフトウェア	10	21	純資産の部	19,510	19,167
ソフトウェア仮勘定	103	—	株主資本	15,952	15,887
電話加入権	9	9	資本金	4,304	4,304
投資その他の資産	5,258	4,553	資本剰余金	1,228	1,263
投資有価証券	2,071	1,923	利益剰余金	13,495	13,432
長期前払費用	720	508	自己株式	△3,076	△3,111
敷金及び保証金	47	49	その他の包括利益累計額	3,558	3,279
退職給付に係る資産	1,918	1,420	その他有価証券評価差額金	791	561
繰延税金資産	131	288	土地再評価差額金	1,951	1,999
その他	455	461	為替換算調整勘定	170	255
貸倒引当金	△86	△97	退職給付に係る調整累計額	644	462
資産合計	49,978	49,851	負債純資産合計	49,978	49,851

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	当期		(ご参考)	
	自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日		自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日	前期
売上高	33,090		32,570	
売上原価	24,693		23,824	
売上総利益	8,397		8,746	
販売費及び一般管理費	8,217		8,139	
営業利益	179		606	
営業外収益				
受取利息	10		5	
受取配当金	42		43	
固定資産賃貸料	6		6	
持分法による投資利益	31		11	
為替差益	162		17	
保険配当金	8		8	
補助金収入	32		—	
その他	16		12	
営業外収益合計	310		106	
営業外費用				
支払利息	225		198	
支払手数料	11		40	
その他	26		31	
営業外費用合計	262		269	
経常利益	227		443	
特別利益				
投資有価証券売却益	157		153	
特別利益合計	157		153	
特別損失				
減損損失	—		90	
投資有価証券評価損	163		252	
特別損失合計	163		342	
税金等調整前当期純利益	221		253	
法人税、住民税及び事業税	82		129	
法人税等調整額	△58		△171	
法人税等合計	23		△41	
当期純利益	198		294	
親会社株主に帰属する当期純利益	198		294	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期 (2026年3月31日)	(ご参考) 前 期 (2025年3月31日)	科 目	当 期 (2026年3月31日)	(ご参考) 前 期 (2025年3月31日)
資産の部			負債の部	22,921	23,625
流動資産	18,813	19,645	流動負債	8,833	9,461
現金及び預金	3,085	4,698	支払手形	0	1
受取手形	0	6	電子記録債務	1,765	2,816
電子記録債権	3,872	4,196	買掛金	1,871	2,314
売掛金	5,876	5,757	短期借入金	144	140
商品及び製品	5,039	4,218	1年内返済予定の長期借入金	2,363	2,416
仕掛品	102	156	リース債務	68	72
原材料及び貯蔵品	94	87	未払金	286	36
前払費用	160	23	未払法人税等	64	45
その他	580	499	未払消費税等	74	—
固定資産	13,879	13,406	未払費用	1,259	1,096
有形固定資産	5,115	5,061	預り金	35	30
建物	465	455	返金負債	543	191
構築物	26	28	設備関係電子記録債務	155	115
機械及び装置	146	167	その他	199	185
車両運搬具	0	0	固定負債	14,087	14,163
工具、器具及び備品	325	158	長期借入金	9,573	10,114
土地	4,058	4,136	リース債務	132	181
リース資産	93	116	退職給付引当金	32	37
無形固定資産	362	447	役員退職慰労引当金	419	451
特許権	12	18	再評価に係る繰延税金負債	898	921
商標権	33	40	長期預り金	3,026	2,455
販売権	218	260	その他	4	—
ソフトウェア	1	5	純資産の部	9,771	9,426
リース資産	88	114	株主資本	7,045	6,879
電話加入権	7	7	資本金	4,304	4,304
投資その他の資産	8,401	7,896	資本剰余金	1,254	1,255
投資有価証券	1,835	1,715	その他資本剰余金	1,254	1,255
関係会社株式	4,948	4,948	利益剰余金	4,509	4,342
敷金及び保証金	38	40	利益準備金	458	439
前払年金費用	756	590	その他利益剰余金	4,051	3,902
繰延税金資産	71	101	繰越利益剰余金	4,051	3,902
その他	836	597	自己株式	△3,022	△3,022
貸倒引当金	△86	△97	評価・換算差額等	2,725	2,546
			その他有価証券評価差額金	773	547
			土地再評価差額金	1,951	1,999
資産合計	32,692	33,051	負債純資産合計	32,692	33,051

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(単位：百万円)

科 目	当 期	(ご参考)
	自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日	前 期 自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日
売上高	24,388	23,501
売上原価	17,883	16,994
売上総利益	6,505	6,507
販売費及び一般管理費	6,220	6,420
営業利益	284	86
営業外収益		
受取利息	1	0
受取配当金	151	355
不動産等賃貸料	74	74
保険配当金	8	8
為替差益	28	—
その他	8	7
営業外収益合計	272	446
営業外費用		
支払利息	146	129
支払手数料	9	38
その他	32	26
営業外費用合計	188	193
経常利益	369	339
特別利益		
投資有価証券売却益	157	153
特別利益合計	157	153
特別損失		
減損損失	—	90
投資有価証券評価損	163	252
特別損失合計	163	342
税引前当期純利益	362	149
法人税、住民税及び事業税	159	27
法人税等調整額	△98	△21
法人税等合計	61	6
当期純利益	301	143

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

日本ケミファ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大竹 貴也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大西 安弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ケミファ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ケミファ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

日本ケミファ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大竹 貴也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大西 安弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ケミファ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、社長室内部監査課その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び第3号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

日本ケミファ株式会社	監査役会
常勤監査役 牧 野	盛
社外監査役 山 口	留 美
社外監査役 柴	毅

以 上

株主総会会場ご案内図

会場	神田明神 明神会館		
所在地	東京都千代田区外神田二丁目16番2号 電話 03 (6384) 0477		
最寄駅	JR中央線・総武線 御茶ノ水駅（聖橋口） 徒歩5分 JR山手線・京浜東北線 秋葉原駅（電気街口） 徒歩7分	東京メトロ 丸ノ内線 御茶ノ水駅 徒歩5分 銀座線 末広町駅 徒歩5分 千代田線 新御茶ノ水駅 徒歩5分 日比谷線 秋葉原駅 徒歩10分	
お願い	駐車場はございませんので、お車での来場はご遠慮願います。		



第94回定時株主総会

その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

【事業報告】

- ・ 会計監査人に関する事項
- ・ 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況
- ・ 当社の支配に関する基本方針

【連結計算書類】

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

【計算書類】

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

第94期（2025年4月1日～2026年3月31日）



上記の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、株主様にご送付する書面には記載しておりません。

会計監査人に関する事項

1. 名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	46百万円
当社及び連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額につきまして、同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

3. 解任又は不再任の決定の方針

当社都合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断された場合、その事実に基づき監査役会は当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とすべきかどうかを審議します。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき2006年5月12日開催の取締役会において内部統制基本方針を制定し、その後、社会情勢の変化に鑑み、適宜改正しております。

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- i) 日本ケミファグループ法令等遵守行動基準を定め、当社及び子会社（以下、日本ケミファグループという。）の役員・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、法令等遵守担当取締役を委員長とする法令等遵守推進委員会を設置し、同委員会が中心となって当社の役員・使用人の教育等を行う。
- ii) 社長直轄の内部監査部門は、法令等遵守推進委員会と連携の上、法令等遵守の状況を監査する。これらの活動結果は、定期的に取締役会及び監査役に報告されるものとする。
- iii) 法令上疑義のある行為等について役員・使用人等が直接情報提供を行う手段として、常勤監査役、法令等遵守担当役員、法令等遵守推進委員会事務局、及び社外取締役、社外監査役、社外弁護士等の中から法令等遵守推進委員会が定める1人又は複数の者宛てのホットラインである「Nippon Chemiphar Hot Line」を設置・運営する。この場合、通報者の希望により匿名性を保証するとともに、通報者に不利益が無いことを確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- i) 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を電磁的記録その他各種の記録及び書面文書（以下、「文書」という。）に記録し、保存する。
- ii) 取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i) 当社の経営に重大な影響を及ぼす種々のリスクを把握するとともに、リスクに係る管理体制の整備、発現したリスクへの対応等を行うため、リスク管理規程を制定する。
- ii) リスク管理規程に基づきリスク毎の責任部署を定めた上、当社のリスクを総合的に管理するため、リスク管理担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。同委員会は当社のリスク管理について、定期的に取締役会に報告する。
- iii) コンプライアンス及び情報セキュリティに関するリスクについては、リスク管理委員会の下部組織として設置する法令等遵守推進委員会及び情報セキュリティ委員会が所管する。
- iv) 内部監査部門は、リスク管理委員会と連携の上、各部署のリスク管理の状況を監査する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i) 取締役会は経営方針及び中長期経営計画を策定し、これに基づき役員・使用人が共有する

経営目標を定める。

- ii) 経営目標達成のために、各執行役員は取締役会により分配された権限に基づく具体的目標と効率的な達成の方法を定める。
 - iii) 執行役員会議は定期的に、各執行役員の目標達成進捗状況をレビューし、改善を促す。
 - iv) 執行役員会議のレビューを受けて取締役会は当初の経営方針及び中長期経営計画あるいは経営目標の妥当性を議論し、職務執行の効率化の観点から、必要がある場合は随時見直す。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i) 子会社に対して、職務執行に係る事項について定期的に報告させるとともに、必要の都度、その報告を求めることができる。
 - ii) リスク管理委員会で、日本ケミファグループのリスクを総合的に管理するとともに、子会社毎に担当執行役員を任命し、担当子会社がコンプライアンス及び情報セキュリティに関するリスクも含めたリスク管理体制を構築するよう指導する。
 - iii) 企業集団としての事業活動を行うために必要な基本事項をグループ管理規程に定め、その適切な運用により、子会社取締役の職務の執行の効率性の向上を図る。
 - iv) 子会社に日本ケミファグループ法令等遵守行動基準を適用し、法令等遵守推進委員会がグループ全体のコンプライアンス・リスクを管理する体制とし、また、「Nippon Chemiphar Hot Line」を子会社の役員・使用人等が利用できるように運営する。
 - v) 日本ケミファグループに属する会社間の取引は、法令・会計原則その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
 - vi) 内部監査部門は、日本ケミファグループにおける内部監査を実施又は統括し、日本ケミファグループの内部統制の有効性と妥当性を確保する。
 - vii) 監査役は、日本ケミファグループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適切に行えるよう会計監査人及び内部監査部門と協働して適切な体制を構築する。
- ⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i) 監査役は、内部監査部門の使用人あるいはその業務を行うに適切な部署の使用人を補助者（以下、「補助者」という。）として、監査業務に必要な事項を命令することができる。
 - ii) 補助者は、監査役の監査業務に関する命令に関して、会社の指揮命令を受けないものとする。また、補助者の人事異動等については、監査役会の意見を尊重するものとする。
 - iii) 補助者が、監査役の監査業務に関する命令を受けたときは、専らその指揮命令に従うものとする。

- ⑦ 当社及び子会社の取締役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- i) 日本ケミファグループの役員・使用人は、法定の事項、日本ケミファグループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を監査役会に対してすみやかに報告する。
 - ii) 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、監査役会との協議により決定する。
 - iii) 日本ケミファグループは、監査役会へ報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けないことを確保する。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑨ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役会は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催する。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- i) 日本ケミファグループの財務報告の信頼性を確保するため、全社統制及び業務プロセスにおける文書化など体制整備を進める。
 - ii) 構築した体制を運用し、その評価及び改善を適宜行い、財務報告の重要な事項に誤りが発生するリスクを低減することに努める。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
- i) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、これらとかわりのある企業、団体とはいかなる関係も持たない旨を日本ケミファグループ法令等遵守行動基準に定め、日本ケミファグループの役員・使用人全員に周知徹底する。
 - ii) 平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や弁護士などと緊密に連携を取り、組織全体としてすみやかに対処する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

法令等遵守推進委員会を定期的開催し、内部通報制度である「Nippon Chemiphar Hot Line」の利用状況の報告や日本ケミファグループ法令等遵守行動基準に関連する事項の検討、社内規程整備状況の確認、教育啓発活動等を実施しており、これらの実施状況は1年に2回、取締役会及び執行役員会議に報告されています。同委員会には常勤監査役及び社長室内部監査課がオブザーバーとして参加しており、コンプライアンスの実効性が確保されています。

また、独立性を有する社外取締役3名及び社外監査役2名が連携し、主に取締役会における発言が積極的に行われる機会を設けることで、監督・監査機能を強化しています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に基づき、株主総会や取締役会等の重要な会議の議事録、稟議書、会計書類その他取締役の職務の執行に係る文書は、その種類ごとに定められた保存期間、適切に保存・管理されており、取締役及び監査役は常時閲覧できます。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づき定期的開催するリスク管理委員会では、各責任部署（子会社を含む）が抽出したリスクについて対応状況のモニタリングを行うことでリスク低減に努めており、この活動状況は1年に2回、取締役会及び執行役員会議に報告されています。なお、コンプライアンスに関するリスクについては上述のとおり、同委員会の下部組織として設置されている法令等遵守推進委員会が、情報セキュリティに関するリスクについては、同様の位置付けの情報セキュリティ委員会が所管しており、この活動状況も同時に取締役会及び執行役員会議に報告されています。また、これらの委員会にも常勤監査役及び社長室内部監査課はオブザーバーとして参加しており、リスク管理の実効性確保に寄与しています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

第94回定時株主総会招集ご通知11頁に記載の「3つの事業ドメイン」を経営方針とし、この経営方針を具体化する方策として、取締役会は3ヶ年の中期経営計画を策定しています。各執行役員は同計画遂行に向けて1年ごとに担当部門の事業計画を作成し、執行役員会議でその進捗状況が適宜レビューされています。このレビューを総括することにより現中期経営計画は毎年ロールオーバーされる仕組みとなっています。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
関係会社管理規程に基づいて四半期ごとに関係会社経営管理会議又は業績報告が行われ、当社グループ間取引も含めた子会社の事業運営に関する重要な事項について適宜情報交換や協議が行われています。
当社監査役は、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通や情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、その事業及び財産の状況を調査しています。
また、子会社は当社リスク管理委員会及びその下部委員会、当社の担当執行役員、社長室内部監査課による複合的な統制によってその業務の適正が確保される体制となっています。なお、子会社の役員・使用人等が「Nippon Chemiphar Hot Line」を利用できる旨周知徹底されています。
- ⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役は補助者として内部監査部門の使用人1名を配置し、補助業務については会社ではなく監査役の指揮命令に服することにつき、監査役会規則に則った運用がなされています。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会や執行役員会議等の重要な会議（重要な子会社の取締役会を含みます。）に出席し、取締役、主要な部門長、子会社の取締役等から業務の執行状況を聴取するほか、それらの者は監査役に対し、適宜業務執行状況を報告しています。
常勤監査役及び社外役員1人は、当社内部通報制度である「Nippon Chemiphar Hot Line」の通報担当先に指定されており、企業活動全般における不正や懸念事項について直接通報を受ける体制が構築されています。この場合、通報者が通報したことにより不利益を受けることがないことを内部通報規程が保障しています。
- ⑧ 監査役は職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役監査基準に従い、監査の実効性を確保するために監査役の職務の執行上必要と見込まれる費用については予算を計上しており、計上された予算執行は原則的に拒絶されません。緊急又は臨時に抛出した費用につきましては、法令に則って会社が前払い又は償還をしています。なお、監査役は監査費用の支出にあたってその効率性及び適正性に留意しています。
- ⑨ その他監査役は監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を実施しています。

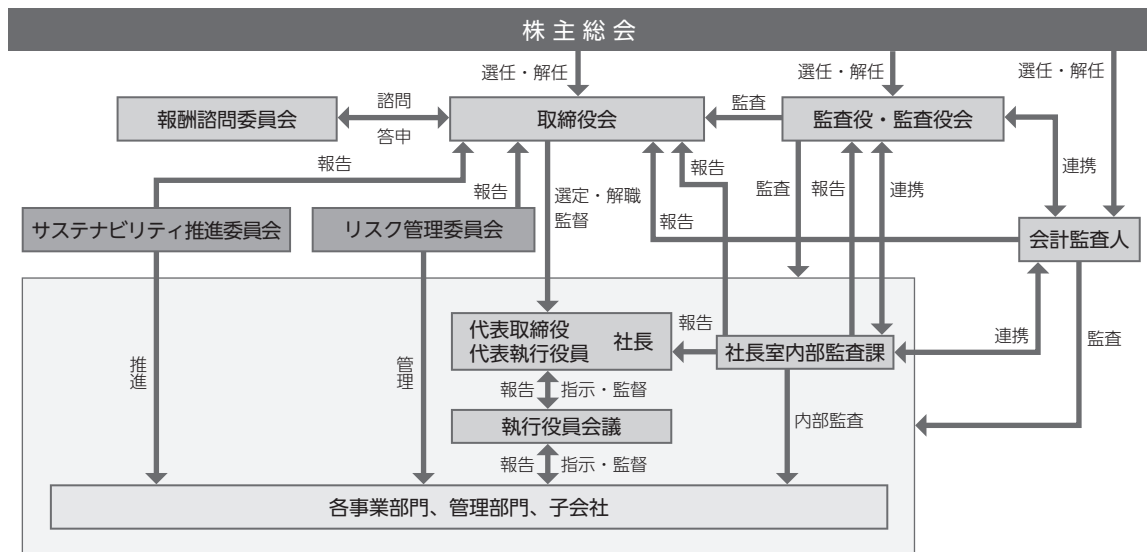
⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

全社統制及び業務プロセスにおける文書化については、社長室内部監査課が年間計画に基づいて整備・運用状況の評価を実施し、その状況は定期的に、取締役会及び監査役会で報告されています。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

反社会的勢力とはいかなる関係も持っていません。また、加盟する公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会と連絡を密にすることにより、関係情報収集に努めています。

コーポレート・ガバナンス体制図



当社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

但し、当社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社では、グループとして企業価値の向上・確保に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は、①自社グループ一貫の開発・生産体制を備え、コスト競争力のある海外生産拠点を有し、国内市場において信頼されるポジションを維持するジェネリック医薬品事業、②市場からの高評価を背景に普及が進む画期的なアレルギー検査製品、及びその基盤となるコア技術を擁する臨床検査薬事業、③探索に特化した自社創薬機能、及びアルカリ化療法をはじめとする自社技術・ノウハウとのシナジーを重視した開発戦略により、効率性と開発確度を追求する新薬事業、というそれぞれ独自性がある3つの異なる事業を同時に推進し、④それら事業の成果を海外へ展開するというユニークなビジネスモデルを維持していることです。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

① 中期経営計画による取組み

当社は、近年ますますスピードが増している経済環境や制度の変化にタイムリーに対応すべく、2015年度より期間3ヶ年の中期経営計画を毎年ロールオーバーしております。この中期経営計画においては、3つの事業ドメインそれぞれに収益基盤を強化し成長軌道を確実なものとするべく、①品質第一を前提に質を追求した特色ある「ジェネリック医薬品事業」の展開、②ドロップスクリーンを軸にした「臨床検査薬事業」の業容拡大、③アルカリ化療法の多面展開及び各パイプラインの開発進展・拡充による「新薬事業」の収益実現への取組みを継続・強化するとともに、④これらの取組みの成果をベースにした海外への展開を一層推進・拡大することを掲げております。

まず、ジェネリック医薬品事業につきましては、国内市場が成熟期を迎える中で、事実上毎年薬価改定が実施されており、近時の薬価改定においては一部不採算品や最低薬価品の薬価引き上げ措置や、中間年改定自体の見直しの機運が高まるなど好転の兆しは見られるものの、依然として厳しい収益環境が続いています。一方で、他社品質問題に端を発したここ数年の市場全体の供給不安が未だ収束しておらず、このような状況下、当社は、品質の高い製品を安定して供給することを第一に、グループ横断的に品質保証体制の継続強化に取り組みとともに、2024年8月に新設備の実装工事を完了した日本薬品工業つくば工場3号棟2階の早期商業生産開始に向けた準備、並びに、製造の効率化を一層推し進めるべく、複数のジェネリック医薬品企業によるコンソーシアム構想への参画をはじめとした企業間連携強化の取組みを推進するなど、安定供給の確保に向けた不断の努力を続けてまいります。営業面では、多様な販路を活用して利益品目の拡販に注力し、営業支援システムやAIツールも駆使して効率的な営業活動を推進してまいります。また、開発面では、製品の品質を第一に位置付けて、開発・製造・販売を自社グループで一貫して手掛ける強みを活かし、発売後の安定供給を最優先で確保すべく開発初期からグループ関連部門と連携して開発を進めるとともに、医療関係者や患者さんのニーズを反映した特色のある製品や、競争優位性を確保できる品目を選定して開発を行っています。

次に、臨床検査薬事業につきましては、2025年度に国内累計設置台数1,800台を突破してなお高い潜在的な成長余地が期待されるドロップスクリーンについて、引き続き設置台数のさらなる拡大に向けて販売体制を拡充するとともに、製品の改良、製造コストの低減など、あらゆる面で改善に努めてまいります。加えて、海外での発売に向けて、製品開発、各国法規制対応、パートナー選定などにも取り組んでいます。

新薬事業につきましては、うつ・不安をターゲットに住友ファーマ株式会社と共同研究開発を進めているδオピオイド受容体作動薬「NC-2800」について、国立研究開発法人日本医療

研究開発機構（AMED）による医療研究開発革新基盤創成事業（CiCLE）の下でフェーズⅡa臨床試験の症例登録が2026年1月より開始されました。また、Delta-Fly Pharma株式会社から導入したアルカリ化療法によるがん微小環境改善剤「DFP-17729」の膵臓がんを対象としたフェーズⅡ/Ⅲ試験が2025年3月から開始され、同年8月より国内16施設で症例登録が進められています。また、同じく同社から導入した抗がん剤候補化合物「DFP-14323」は、EGFR遺伝子変異陽性非小細胞肺癌を対象としたフェーズⅢ試験が2024年2月から開始され、現在国内約30施設で臨床試験が進行中です。アルカリ化療法剤についてはさらに、当社が協力し東北大学で進められていた慢性腎臓病に対する効果を検討する臨床研究において有用性が示唆されているところ、新たに2024年7月から名古屋大学において慢性腎臓病における腎保護効果について医師主導臨床研究が開始されています。P2X4受容体拮抗薬「NC-2600」は、従来からターゲットとしてきた神経障害性疼痛に加え、慢性咳嗽と炎症性腸疾患も新たな対象疾患とし、導出活動を推進しております。以上のように有望な新薬候補テーマが大きく進展・拡充しており、これらをさらに着実に進展させることで順次収益貢献の実現を図ってまいります。

海外展開につきましては、ASEAN、中国を中心とする医薬品の事業基盤の強化を進め、Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.ベトナム工場の機能を活用したベトナム及び周辺国・地域での開発・製造・販売品目の拡大を通じた当社グループの現地でのブランド確立を目指してまいります。さらに次なる市場候補である中東・アフリカにおいて、パートナー候補を絞り込み具体的な開発品目の協議を進めてまいります。

当社は、3つの事業ドメインにおけるこれらのミッションに一貫して継続的に取り組むことが、国内外の医薬品業界を取り巻く環境変化に対処するとともに、将来にわたる当社グループの持続的成長を可能とし、当社の企業価値、すなわち、株主共同の利益を維持・拡大する最良の方策であると考えます。

② コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、企業価値・株主共同の利益を維持・拡大させるために、株主の皆様から負託された経営責任を重く受け止め、経営組織とその運営のあり方の適正化に努め、株主の皆様はもとより、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーに対し一層の経営の透明性を高め、公正な経営を実現することを最重要事項としております。

当社は、会社の機関設計に関し、経営効率の向上とコーポレート・ガバナンスの強化を図ることを目的に、経営機能を「意思決定機能・監督機能」と「業務執行機能」とに分離し、前者を独立性の高い社外取締役が3名かつ3分の1以上の比率を占める取締役（会）に、後者を執行役員（会議）にそれぞれ配分しております。

また、監査役会設置会社として独立性の高い社外監査役2名を含む監査役の監査により経営

の透明性・公正性を高め、取締役会の意思決定の監視・監督機能の強化を図っております。

社外取締役及び社外監査役は、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）の定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、いずれも当社からの独立性を有しております。

また、リスク管理や内部統制システムの整備等を通じて内部管理体制の強化にも努めております。具体的には、内部統制基本方針や法令等遵守行動基準などに基づいた健全な企業活動を推進し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

これらの取組みにより株主の皆様をはじめとする様々なステークホルダーとの信頼関係をより一層強固なものにし、企業価値の継続的な向上を目指してまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2025年6月19日開催の第93回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）について、2007年に導入した内容、並びに2010年、2013年、2016年、2019年及び2022年に改定された内容を一部再改定して更新することを上程し、株主の皆様のご承認をいただきました（以下、再改定後のプランを「本プラン」といいます。）。本プランの内容の概要は次のとおりであります。なお、本プランの内容の詳細は当社ホームページ（https://www.chemiphar.co.jp/ir/release/doc/2025/20250514_1.pdf）に掲載しております。

① 目的

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、若しくは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したり、又は株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

② 本プランの概要

i) 本プランに係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付等が行われる場合に、買付等を行う者（以下、「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買

付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様にご当社経営陣の計画や代替案等を提示し、又は買付者等との交渉等を行うための手続を定めています。

ii) 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割当てます。

iii) 特別委員会の利用及び株主意思の確認

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立性のある社外取締役等から構成される特別委員会の客観的な判断を経るものとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には事前又は事後に株主の皆様のご意思を確認するための株主総会を招集し（以下、かかる株主総会を「株主意思確認株主総会」といいます。）、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の皆様のご意思を確認することがあります。

iv) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大約50%まで希釈化される可能性があります。

v) 情報開示

上記 i) ないし iv) の各手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

③ 本プランの有効期間、廃止

本プランの有効期間は、第93回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、i) 当社の株主総会において第93回定時株主総会決議による当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、ii) 当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

④ 株主の皆様への影響

本新株予約権の無償割当て自体が行われていない場合には、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され新株予約権行使の手続を行わなければ、その保有する株式が希釈化される場合があります（但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得の手続を行った場合、保有する当社株式全体の価値の希釈化は原則として生じません。）。

(4) 上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

将来にわたる当社グループの持続的成長のため3つの事業ドメインを中心とした各種取組み、コーポレート・ガバナンスの強化の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

したがって、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入されたものであり、基本方針に沿うものです。

また、本プランは、株主の承認を得た上で更新されており、一定の場合に本プランの発動の是非について株主意思確認株主総会において株主の皆様の意思を確認することができることや、有効期間が約3年間と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止することができることとされているなど株主意思を重視するものであること、買収防衛策に関する公の指針の要件を完全に充足していること、独立性のある社外取締役等のみから構成される特別委員会の判断の重視や情報開示の仕組みが確保されていること、合理的な客観的発動要件が設定されていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものといえます。

したがって、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日
至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,304	1,263	13,432	△3,111	15,887
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△182	—	△182
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	198	—	198
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△0	△0
自 己 株 式 の 処 分	—	△34	—	35	1
土地再評価差額金の取崩	—	—	47	—	47
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	△34	63	35	64
当 期 末 残 高	4,304	1,228	13,495	△3,076	15,952

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	561	1,999	255	462	3,279	19,167
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	△182
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	198
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	△0
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	—	—	1
土地再評価差額金の取崩	—	△47	—	—	△47	—
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	229	—	△84	182	326	326
当 期 変 動 額 合 計	229	△47	△84	182	278	343
当 期 末 残 高	791	1,951	170	644	3,558	19,510

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 4社
- (2) 連結子会社の名称

日本薬品工業株式会社、株式会社化合物安全性研究所、Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.、
シャプロ株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社数 1社
- (2) 会社の名称

ジャパンソファルシム株式会社

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

従来、連結子会社のうち決算日が12月31日である、Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.については、同社の決算日の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っておりましたが、連結決算の開示内容の充実を図るため、連結決算日に仮決算を行う方法に変更しております。この変更により、当事業年度は2025年1月1日から2026年3月31日までの15ヶ月間を連結し、連結損益計算書を通じて調整しております。

なお、この変更が連結計算書類に与える影響は軽微であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

また、在外連結子会社は定額法によっております。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証がある場合は、残価保証額）とする定額法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金：連結会計年度末の債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規による支払見込相当額を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
- 当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- ① 医薬品事業
主に医療用医薬品、臨床検査用の試薬及び機械の製造・販売を行っております。製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の引渡時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しておりますが、出荷時点から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。
医療用医薬品の販売契約については、取引数量等に基づく変動対価が含まれており、顧客に支払う変動対価を売上高から控除しております。
変動対価の見積りは、類似した同種の契約が多数あることから過去の実績に基づき顧客に支払う対価を見積り、売上高から控除し返金負債を計上しております。
履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、重要な金融要素は含まれておりません。
 - ② その他事業
その他事業における主な顧客との契約から生じる収益は連結子会社の安全性試験の受託によるものです。連結子会社の安全性試験の受託事業において、連結子会社の役割が代理人に該当する取引について、対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で売上高を認識することとしております。加えて、全ての受託試験について、一定の期間にわたって充足される履行義務として、履行義務の充足にかかる進捗度に基づき収益を認識しております。
履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段……為替予約
ヘッジ対象……外貨建予定取引
- b. ヘッジ手段……金利スワップ
ヘッジ対象……借入金の利息

③ ヘッジ方針

為替相場変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的でヘッジ手段を利用しておりますが、投機的な取引は行っておりません。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段が同一通貨の為替予約取引、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度より費用処理しております。

過去勤務費用については、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を発生翌連結会計年度より費用処理しております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

③ グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(表示方法の変更)

連結貸借対照表

「固定負債」の「長期預り金」の表示方法は、前連結会計年度では、連結貸借対照表上、その他(前事業年度2,455百万円)に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、「長期預り金」(当事業年度3,026百万円)として区分掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1)当連結会計年度計上額 131百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に従い、将来減算一時差異のうち、回収可能と判断されたものについて繰延税金資産を計上しております。回収可能性は、取締役会で承認された中期経営計画を基礎とした将来の収益力及びタックス・プランニングに基づく将来課税所得により判断しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる中期経営計画における主要な仮定は、医薬品売上高における薬価改定率及び販売数量見込、加えて臨床検査薬売上高における販売数量見込の予測であります。薬価改定率は、過去の改定実績及び薬務行政の動向を勘案して見積もっております。医薬品及び臨床検査薬の販売数量見込は、販売数量実績に基づく伸長率や販売提携先からの情報を基礎として予測しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、医薬品事業及び臨床検査薬事業を取り巻く外部環境の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、当連結会計年度の連結計算書類に計上した繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

24,796百万円

2. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部に、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。なお、売却に伴い、土地再評価差額金を47百万円取崩しております。

再評価を行った土地の期末における

△961百万円

時価と再評価後の帳簿価額との差額

(注) 上記の時価と再評価後の帳簿価額との差額のうち、賃貸等不動産に関するものについては、△1百万円含まれております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の数
普通株式 4,261,420株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2025年6月19日開催の第93回定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	182	利益剰余金	50.00	2025年3月31日	2025年6月20日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年6月17日開催予定の第94回定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	182	利益剰余金	50.00	2026年3月31日	2026年6月18日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については、主に銀行借入により調達しております。デリバティブは、為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産、並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関して当社グループでは、各社が取引先ごとに期日管理及び残高管理等を把握する体制となっております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関して当社グループでは、各社が定期的に時価又は発行体の財務状況等を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金、並びに電子記録債務は、通常の営業活動に伴い生じたものであり、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に長期運転資金に係る資金調達であります。また、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達であります。

外貨建予定取引については為替変動リスクに晒されておりますが、当該リスクを軽減するため、一部の取引において為替予約取引をヘッジ手段として利用しております。

営業債務や借入金及びリース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する方法等により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(4) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち52.6%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額259百万円）は、「(1)投資有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(※1)	時 価(※1)	差 額
(1) 投資有価証券	1,811	1,811	—
資産計	1,811	1,811	—
(2) 長期借入金	(15,269)	(14,655)	614
(3) リース債務	(1,142)	(1,053)	89
負債計	(16,411)	(15,708)	703
(4) デリバティブ取引	—	—	—

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2) 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時 価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券	1,811	—	—	1,811
資産計	1,811	—	—	1,811

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	(14,655)	—	(14,655)
リース債務	—	(1,053)	—	(1,053)
負債計	—	(15,708)	—	(15,708)

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(下記「長期借入金及びリース債務」参照)

為替予約取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

長期借入金及びリース債務

長期借入金及びリース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっているため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(注2) デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	2,664	2,142	(※)

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注3) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	259

上記については、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

(注4) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,342	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約 資産	8,179	—	—	—
電子記録債権	3,235	—	—	—
合計	16,757	—	—	—

(注5) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の返済予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	174	—	—	—	—	—
長期借入金	2,971	2,888	2,446	1,925	1,660	3,376
リース債務	206	196	176	162	147	253
合計	3,351	3,084	2,623	2,088	1,808	3,629

(賃貸等不動産に関する注記)

当社では、埼玉県その他の地域において、賃貸施設等を有しております。2026年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は△2百万円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
82	△7	74	41

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、医薬品事業及びその他の事業を営んでおり、医薬品事業の内容は医療用医薬品、臨床検査用の試薬及び機械の製造・販売であり、その他の事業の内容は安全性試験の受託事業、ヘルスケア事業及び不動産賃貸事業であります。その他の事業における顧客との契約から生じる収益は主に安全性試験の受託事業から生じる収益であります。各事業における顧客との契約から生じる収益については、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	合計	調整額	連結損益 計算書計上額
	医薬品事業				
売上高					
医療用医薬品	26,431	—	26,431	—	26,431
臨床検査薬	5,344	—	5,344	—	5,344
その他	—	1,221	1,221	—	1,221
顧客との契約から生じる収益	31,776	1,221	32,997	—	32,997
その他の収益	91	0	92	—	92
外部顧客に対する売上高	31,868	1,222	33,090	—	33,090
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	20	20	△20	—
計	31,868	1,242	33,110	△20	33,090

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)「4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載されているとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	55	50
売掛金	7,972	7,835
電子記録債権	3,687	3,235
計	11,715	11,121
契約資産	240	293
契約負債	258	328

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「受取手形、売掛金及び契約資産」に含まれており、契約負債は「流動負債その他」に含まれています。また、期首時点の契約負債のうち、96百万円は当連結会計年度の収益として計上されています。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度末
1年以内	750
1年超	144
合計	895

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額

5,382円52銭

1 株当たり当期純利益金額

54円81銭

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益

198百万円

普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益

198百万円

普通株主に帰属しない金額

一百万円

普通株式の期中平均株式数

3,613千株

株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金		自 己 株 式	
		そ の 他 資 本 剰 余 金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	4,304	1,255	439	3,902	△3,022	6,879
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	—	—	18	△200	—	△182
当 期 純 利 益	—	—	—	301	—	301
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	△0	△0
自 己 株 式 の 処 分	—	△0	—	—	0	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	47	—	47
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	△0	18	148	△0	166
当 期 末 残 高	4,304	1,254	458	4,051	△3,022	7,045

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	547	1,999	2,546	9,426
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△182
当 期 純 利 益	—	—	—	301
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△0
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	0
土地再評価差額金の取崩	—	△47	△47	—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	226	—	226	226
当 期 変 動 額 合 計	226	△47	178	345
当 期 末 残 高	773	1,951	2,725	9,771

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金：事業年度末の債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を発生の上事業年度より費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の上事業年度より費用処理しております。
ただし、当事業年度において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規による支払見込相当額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

主に医療用医薬品、臨床検査用の試薬及び機械の製造・販売を行っております。製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の引渡時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当時点において収益を認識しておりますが、出荷時点から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点に収益を認識しております。

医療用医薬品の販売契約については、取引数量等に基づく変動対価が含まれており、顧客に支払う変動対価を売上高から控除しております。

変動対価の見積りは、類似した同種の契約が多数あることから過去の実績に基づき顧客に支払う対価を見積り、売上高から控除し返金負債を計上しております。

履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、重要な金融要素は含まれておりません。

5. ヘッジ会計の方法

(1) 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- a.ヘッジ手段……為替予約
ヘッジ対象……外貨建予定取引
- b.ヘッジ手段……金利スワップ
ヘッジ対象……借入金の利息

(3) ヘッジ方針

為替相場変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的でヘッジ手段を利用しておりますが、投機的な取引は行っておりません。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段が同一通貨の為替予約取引、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、有効性の判定を省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(表示方法の変更)

貸借対照表

前事業年度において「固定負債」の「その他」に含めておりました「長期預り金」については、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

- (1)当事業年度計上額 71百万円
- (2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に従い、将来減算一時差異のうち、回収可能と判断されたものについて繰延税金資産を計上しております。回収可能性は、取締役会で承認された中期経営計画を基礎とした将来の収益力及びタックス・プランニングに基づく将来課税所得により判断しております。

- ② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
課税所得の見積りの基礎となる中期経営計画における主要な仮定は、医薬品売上高における薬価改定率及び販売数量見込、加えて臨床検査薬売上高における販売数量見込の予測であります。薬価改定率は、過去の改定実績及び薬務行政の動向を勘案して見積もっております。医薬品及び臨床検査薬の販売数量見込は、販売数量実績に基づく伸長率や販売提携先からの情報を基礎として予測しております。
- ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響
課税所得が生じる時期及び金額は、医薬品事業及び臨床検査薬事業を取り巻く外部環境の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、当事業年度の計算書類に計上した繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

5,768百万円

2. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部に、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。なお、売却に伴い、土地再評価差額金を47百万円取崩しております。

再評価を行った土地の期末における

時価と再評価後の帳簿価額との差額

△961百万円

(注) 上記の時価と再評価後の帳簿価額との差額のうち、賃貸等不動産に関するものについては、△1百万円含まれております。

3. 関係会社に対する債権債務

短期債権

1,530百万円

短期債務

1,538百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高

2,150百万円

営業費用

9,616百万円

営業取引以外の収益

185百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の数

普通株式

610,385株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	15百万円
未払賞与	117百万円
棚卸資産評価損	116百万円
貸倒引当金	27百万円
返金負債	171百万円
退職給付引当金	10百万円
役員退職慰労引当金	132百万円
減価償却超過額	164百万円
投資有価証券評価損	19百万円
税務上の繰越欠損金	293百万円
その他	199百万円
繰延税金資産小計	1,267百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△111百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△495百万円
評価性引当額小計	△606百万円
繰延税金資産合計	660百万円

(繰延税金負債)

前払年金費用	△238百万円
その他有価証券評価差額金	△351百万円
土地再評価に係る繰延税金負債	△898百万円
繰延税金負債合計	△1,488百万円

繰延税金負債の純額

△827百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、コンピュータ等の一部については、リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)
子会社	日本薬品工業株式会社	東京都千代田区	160	医薬品の製造販売	(所有) 直接 100.0
関連会社	ジャパンソファルシム株式会社	東京都千代田区	10	医薬品の仕入・輸入販売等	(所有) 直接 6.1 (被所有) 直接 12.0

種類	会社等の名称	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	日本薬品工業株式会社	製品製造委託先 商品仕入先 役員の兼任 グループ通算制度	製品の製造委託及び商品の購入	8,079	売掛金	228
			不動産の賃貸	67	電子記録債権	775
			グループ通算制度に伴う通算税効果額	△139	その他の流動資産	498
					買掛金	938
					その他の流動負債	134
関連会社	ジャパンソファルシム株式会社	商品及び原材料仕入先 役員の兼任	商品及び原材料の購入	1,782	電子記録債務	352
			研究用原材料の購入	157	買掛金	60

(注) 仕入その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 「4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載されているとおりであります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額

2,676円33銭

1 株当たり当期純利益金額

82円61銭

損益計算書上の当期純利益	301百万円
普通株式に係る当期純利益	301百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式の期中平均株式数	3,651千株